

国立大学法人茨城大学継続雇用職員就業規則

平成19年 3月28日
規則第 29 号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人茨城大学就業規則（平成16年規則第8号。以下「就業規則」という。）第3条の規定に基づき、国立大学法人茨城大学（以下「大学」という。）が期間を定めて雇用する者のうち、就業規則第79条の2により継続雇用された附属学校教員及び職員（以下「継続雇用職員」という。）の就業に関し必要な事項を定める。

第2章 就業規則の継続雇用職員への準用

(就業規則の継続雇用職員への準用)

第2条 この規則に定めるもののほか、継続雇用職員に対しては、就業規則第5条（任期付採用）、第6条（採用決定者の提出書類）、第8条（試用期間）、第41条（病気休暇）、第48条（病気休暇等取得時の賃金補償）、第50条（昇進及び昇格）、第52条（出向）、第53条（転籍）、第54条（休職事由）、第55条（休職の期間）、第56条（復職）、第57条（休職中の身分、賃金等）、第71条（退職金）、第79条（定年）、第80条（退職）第1項第1号及び第5号から第7号、第81条の2（勸奨）、第88条（国家公務員共済組合法の適用）の規定を除き、就業規則を準用する。

第3章 継続雇用・契約期間

(継続雇用)

第3条 学長は、定年により退職した教職員（満65歳定年を除く。）を、就業規則第79条の2の規定に基づき、継続雇用職員フルタイム勤務者（以下「フルタイム勤務者」という。）又は継続雇用職員短時間勤務者（以下「短時間勤務者」という。）として継続雇用することができる。

(契約期間)

第4条 継続雇用職員の契約期間は、1事業年（4月1日から3月31日までをいう。以下同じ。）内とする。

2 契約の更新は、満65歳に達する事業年度まで行う。ただし、継続雇用職員としての勤務実績が良好でない場合には、更新しないことがある。

(対象者)

第5条 継続雇用の対象となる教職員は、継続雇用する年度の前年に定年退職した者のうち、引き続き継続雇用を希望する者とする。

(手続)

第6条 教職員は、定年退職後に継続雇用を希望する場合には、大学に対し、事前に希望する旨を届け出なければならない。

2 前項の届け出は、大学が適切な時期に行う意向調査等をもってこれに代えることができる。

(採用)

第7条 継続雇用職員は、就業規則第79条の2の規定に基づく労使協定による基準により選考し、採用する。

(労働条件通知書)

第8条 学長は、採用(契約期間の更新も含む。)する継続雇用職員に対し、労働条件を明らかにした、労働条件通知書を交付する。

第4章 労働時間、休憩及び休日

(所定労働時間)

第9条 継続雇用職員のうち、短時間勤務者の所定労働時間は、休憩時間を除き、1週間について30時間、1日につき6時間を超えない範囲において定める。ただし、業務上必要とする場合は、1週間について30時間を限度として、1日につき8時間を超えない範囲において定めることができる。

(始業及び終業の時刻並びに休憩時間)

第10条 継続雇用職員のうち、短時間勤務者の始業及び終業の時刻並びに休憩時間は、就業規則第25条第1項の規定にかかわらず、個別の労働契約により定めることができる。

(休日)

第11条 継続雇用職員のうち、短時間勤務者の休日は就業規則第29条の規定にかかわらず、個別の労働契約により定めることができる。

(割増賃金)

第12条 継続雇用職員のうち、短時間勤務者に係る時間外労働については、勤務時間が1日につき8時間若しくは1週間について40時間を超えた部分について割増賃金を支払う。

第5章 年次有給休暇

(年次有給休暇)

第13条 継続雇用職員は、年次有給休暇を取得することができる。

2 年次有給休暇は、1事業年における休暇とする。

3 年次有給休暇は、次表のとおり付与するものとする。ただし、事業年の途中で契約が終了する継続雇用職員の年次有給休暇については、労働条件通知書に記載された日数とする。

週所定労働日数	1年間の所定労働日数	付与日数
5日	217日以上	20日
4日	169～216日	15日
3日	121～168日	11日
2日	73～120日	7日
1日	48～72日	3日

4 年次有給休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)は、20日を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。

(付与単位)

第14条 継続雇用職員のうち、短時間勤務者について、1時間を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算する場合には、1日の平均所定労働時間(1時間未満切り上げ)

をもって 1日とする。

第 6 章 特別休暇等

(特別休暇)

第 1 5 条 継続雇用職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないときは、必要な期間の特別休暇を取得することができる。

2 学長は、継続雇用職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に規定するところにより、特別休暇を与える。

- (1) 継続雇用職員が証人、鑑定人、参考人として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認めるときは、必要と認められる期間
- (2) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合は、必要と認められる期間
- (3) 地震、水害、火災その他の災害時において、継続雇用職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認めるときは、必要と認められる期間
- (4) 継続雇用職員が業務上の負傷又は疾病並びに通勤災害のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は、必要と認められる期間
- (5) 継続雇用職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（前号に掲げる場合を除く。） 1事業年度において10日の範囲内の期間
- (6) 継続雇用職員の親族が死亡した場合で、継続雇用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるときは、次の表に掲げる親族に応じ、それぞれに定める連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあつては、往復に要する日数を加えた日数の範囲内の期間

親 族	日 数
配偶者（事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	7日
父母	
子	5日
祖父母	3日（教職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては 7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（教職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては 7日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（教職員と生計を一にしていた場合にあつては、 7日）
子の配偶者又は配偶者の子	1日（教職員と生計を一にしていた場合にあつては、 5日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（教職員と生計を一にしていた場合にあつては、 3日）

兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	1日（教職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）
おじ又はおばの配偶者	1日

- (7) 継続雇用職員が夏季において、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合は、7月から9月までの期間における休日及び代休日並びに計画年休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間。ただし、短時間勤務者については、次に定める期間とする。

所定労働日が週5日の者 3日

所定労働日が週4日の者 2日

所定労働日が週3日の者 1日

（年次有給休暇及び特別休暇以外の休暇）

第16条 継続雇用職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に規定するところにより、年次有給休暇及び特別休暇以外の休暇を取得することができる。

- (1) 継続雇用職員が骨髄移植のための骨髄液の提供者として、その登録を実施する者に対して登録の申し出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供にともない必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないときは、必要な期間
- (2) 生後1年に達しない子を育てる継続雇用職員が、その子の保育のために必要と認める授乳等を行う場合は、1日2回それぞれ30分以内の期間（その子の当該継続雇用職員以外の親が同じ日にこの号の休暇を取得する場合は、2人の合計が1日当たり60分以内の期間とする。）
- (3) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する継続雇用職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合は、1事業年において5日の範囲内の期間

（休暇の付与単位）

第17条 継続雇用職員のうち、短時間勤務者に係る、第15条第2項第5号に規定する特別休暇について、時間を日に換算する場合は、1日の平均所定労働時間（1時間未満切り上げ）をもって1日とする。

（育児休業等）

第18条 育児のために休業することを希望する継続雇用職員であって、1歳（1歳6月に達するまでの育児休業ができる者）にあっては、1歳6月に満たない子と同居し、養育する者は、育児休業をすることができる。

- 2 1歳（1歳6月に達するまでの育児休業ができる場合）にあっては、1歳6月に満たない子を養育する継続雇用職員で育児休業をしない者及び1歳（1歳6月に達するまでの延長ができる場合）にあっては、1歳6月）以上3歳に満たない子を養育する継続雇用職員は、育児部分休業を取得することができる。

- 3 育児休業及び育児部分休業に関しては、別に定める「国立大学法人茨城大学有期雇用職員等育児・介護休業等規程」（平成16年規則第47号。以下、「有期雇用職員等育児・

介護休業等規程」という。)の規定を準用する。

(介護休業等)

第19条 要介護状態にある者を介護する継続雇用職員は、介護休業及び介護部分休業(以下「介護休業等」という。)をすることができる。

2 介護休業等に関しては、別に定める「有期雇用職員等育児・介護休業等規程」の規定を準用する。

(特別休暇取得時の賃金補償)

第20条 継続雇用職員が第15条に規定する特別休暇を取得した場合、取得した期間については通常の労働をしたものとみなし、基本給(短時間勤務者にあつては時間給)及び諸手当を支払う。ただし、同条第2項第4号に規定する期間における賃金の支払いは、療養後最初の3日間に限る。

2 継続雇用職員は、第18条に規定する育児休業の適用を受けた場合は、国家公務員共済組合法(昭和33年法律128号)及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)の定めるところにより、育児休業基本給付金等の支給を受けことができる。ただし、短時間勤務者にあつては、国家公務員共済組合法は適用されない。

3 継続雇用職員は、前条に規定する介護休業等を取得した場合は、国家公務員共済組合法及び雇用保険法の定めるところにより、介護休業基本給付金等の支給を受けることができる。ただし、短時間勤務者にあつては、国家公務員共済組合法は適用されない。

第7章 賃金等

(賃金)

第21条 継続雇用職員の賃金は、下表のとおりとする。

職 務 内 容	基本給月額 [フルタイム勤務者]	時間給額 [短時間勤務者]
事務、技術系の職務に従事する者	259,000円	1,530円
技能系の職務に従事する者	226,400円	1,340円
作業系の職務に従事する者	204,200円	1,210円
医療系の職務に従事する者(栄養士)	214,800円	1,270円
医療系の職務に従事する者(看護師)	259,300円	1,540円
附属学校園の教育に従事する者	276,000円	
附属学校園の教育に従事する者(特別支援学校勤務者)	279,400円	

2 短時間勤務者の賃金の計算期間は、支払月の前月の初日から末日までとする。

3 継続雇用職員の賃金の支払日は、毎月17日とする。ただし、支払日が日曜日に当たるときはその前々日、土曜日に当たるときはその前日、休日に当たるときはその翌日とする。

(諸手当)

第22条 継続雇用職員に支払われる手当は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、短時間勤務者にあつては、第2号及び第5号並びに第6号は適用しない。

(1) 通勤手当

(2) 地域手当

(3) 時間外勤務手当

- (4) 休日勤務手当
- (5) 期末手当
- (6) 勤勉手当

2 前項に定める諸手当（期末手当及び勤勉手当を除く。）に関しては、別に定める「国立大学法人茨城大学教職員賃金規程」（平成16年規程第14号）の規定を準用する。ただし、短時間勤務者に係る前項第3号及び第4号に定める諸手当に関しては、別に定める「国立大学法人茨城大学非常勤職員賃金規程」（平成16年規程第44号）の規定を準用する。

（期末手当）

第23条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職するフルタイム勤務者に支払う。これらの基準日前1月以内に退職し、就業規則第74条の規定に基づいて解雇され、又は死亡したフルタイム勤務者についても同様とする。

2 期末手当の額は、基本給月額に地域手当の月額を加算した額（以下「基本給月額等」という。）を基礎として、6月に支払う場合においては100分の75、12月に支払う場合においては100分の85を乗じて得た額に、基準日前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
6月	100分の100
5月以上 6月未満	100分の80
3月以上 5月未満	100分の60
3月未満	100分の30

3 前2項の規定にかかわらず、期末手当を不支払又は一時差止とすることが適当と認められる事由のあるフルタイム勤務者については、これを不支払又は一時差止とする。

（勤勉手当）

第24条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職するフルタイム勤務者に対し支払う。基準日前1月以内に退職し、若しくは第74条の規定に基づいて解雇され、又は死亡したフルタイム勤務者についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、基本給月額等を基礎として、6月に支払う場合においては100分の35、12月に支払う場合においては100分の40を乗じて得た額に、基準日前6月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて、次表に定める割合を乗じて得た額とする。

勤務期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月15日以上 6箇月未満	100分の95
5箇月以上 5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上 5箇月未満	100分の80
4箇月以上 4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上 4箇月未満	100分の60
3箇月以上 3箇月15日未満	100分の50

2箇月15日以上	3箇月	未満	100分の 40	
2箇月	以上	2箇月15日未満	100分の 30	
1箇月15日以上	2箇月	未満	100分の 20	
1箇月	以上	1箇月15日未満	100分の 15	
	15日以上	1箇月	未満	100分の 10
	15日未満		100分の 5	
零			0	

3 前条第 3項の規定は、勤勉手当の支払いに準用する。

(賃金等の支払及び控除)

第 2 5 条 継続雇用職員に対して支払う賃金、旅費、賞与及びすべての手当は、通貨により直接継続雇用職員に全額を支払う。ただし、労使協定及び個々の継続雇用職員の同意があるときは、当該継続雇用職員の指定する本人名義の口座へ振り込むことにより支払う。

2 法令等に基づき継続雇用職員の賃金から控除すべき金額があるときは、当該継続雇用職員に支払うべき金額から控除すべき金額を控除して支払う。

第 8 章 懲戒

(懲戒の事由)

第 2 6 条 学長は、教職員が定年退職となる日までの在職期間中の行為が、就業規則第73条の懲戒の事由に該当した場合において、就業規則第75条に定める手続きが終了せず定年退職日までに懲戒処分が発令されなかった場合においては、継続雇用となった後に懲戒に処することができる。

第 9 章 解雇

(解雇制限)

第 2 7 条 継続雇用職員が、業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休暇を取得する期間及びその後30日間は解雇しない。ただし、解雇制限期間が労働契約期間の末日を超えるときは、労働契約期間の終了をもって退職とする。

第 1 0 章 福利厚生

(国家公務員共済組合法及び社会保険等の適用)

第 2 8 条 フルタイム勤務者は、国家公務員共済組合に加入するものとする。

2 学長は、短時間勤務者が健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第 115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第 115号）の規定により、被保険者に該当するときは、遅滞なく必要な手続きを経るものとする。

附 則

1 この規則は、平成19年 4月 1日から施行する。

2 この規則に基づき、継続雇用職員として採用された者の、定年退職時における年次有給休暇の繰越分は第13条第 4項の規定による繰越分として見なす。

3 第 4条第 2項の規定にかかわらず、継続雇用期間の上限年齢は定年退職日が左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に読み替えて適用するものとする。

60歳定年退職日	継続雇用期間及び上限年齢
----------	--------------

平成19年 3月31日	平成19年 4月 1日から満63歳に達した日の年度末まで
平成20年 3月31日	平成20年 4月 1日から満64歳に達した日の年度末まで
平成21年 3月31日	平成21年 4月 1日から満64歳に達した日の年度末まで

- 4 第23条及び第24条により在職期間を計算する場合において、継続雇用職員となる以前の在職期間についても、当該在職期間に通算するものとする。

附 則

この規則は、平成19年10月31日から施行し、平成19年 4月 1日から適用する。

附 則

この規則は、平成20年 4月 1日から施行する。